

移動等円滑化取組計画書

令和5年 6月30日

住 所 石川県金沢市割出町556番地

事業者名 北陸鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 宮岸 武司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

令和4年度末時点において、利用者数3,000人以上の駅は、全線29駅中浅野川線の1駅（北鉄金沢駅）です。現状は、段差解消・点状ブロック等は整備されておりますが、今後は内方線付点状ブロックの整備を検討中です。その他の駅については、段差解消等整備のほか、多機能トイレ整備についても駅舎の改修等と併せて計画し、継続的に駅バリアフリー対応を進めます。

車両については、車いすやベビーカーをご利用いただく方のスペースを設けた車両を浅野川線で全6編成中12両中、4編成8両導入済みです。同スペースについて一部未対応の車両が混在していることから、計画的に車両更新を行い、車内環境向上を図るべくバリアフリーガイドラインへの対応を推進いたします。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

旅客支援については、車いすをご利用のお客様が列車乗降する渡り板を主要駅に配備し、無人駅においては、事前連絡から乗降補助の依頼により、主要駅の駅係員や乗務員が対応することとなっています。引き続き駅係員による案内を実施するほか、お客様への声かけを積極的に行い、誰もが利用しやすい環境づくりを推進してまいります。

情報提供については、運行に関する情報をわかりやすく提供するため、当社Webサイトやスマートフォン用ホームページ、北鉄金沢駅、内灘駅、野町駅のデジタルサイネージにて提供いたしております。今後についても、適宜リニューアルを行い、利便性向上を図ってまいります。また、北鉄金沢駅と鶴来駅ではデジタルサイネージにて列車の発車時刻及び運行情報を、日本語と英語の二か国語で案内いたしております。

教育訓練については、お客様へより良いサービスを提供する事を目的に駅係員に対して必要な研修を継続的に実施してまいります。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
浅野川線 03 系	移動等円滑化基準に対応した中古車両を 2 両 1 編成導入します。 (令和 5 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすスロープの活用	係員が車いすのお客様に対してスロープを使用し、円滑な乗降の手助けをします。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
お客さまへの声かけ	係員からお身体の不自由なお客様、特に視覚障がい者への声かけを実施します。必要に応じて誘導案内等の支援を行います。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
当社 Web サイト、スマートフォン用ホームページ及びデジタルサイネージの拡充	当社 Web サイト、スマートフォン用ホームページ及びデジタルサイネージによる情報提供については、掲載情報の拡充等で適宜リニューアルを行い、利便性向上を図ります。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	国土交通省が定める接遇ガイドラインを踏まえ、駅係員を対象とした接遇教育を行い、周知を図ります。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
お客さまへの声かけ	係員から高齢者やお身体の不自由なお客様への声かけを実施する。必要に応じて誘導案内等の支援を行います。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・声かけを継続的に実施し、係員からの声かけを強化して、利用者への理解・協力を求めることで、利用しやすい環境整備を図ります。 ・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各所と協議を継続して行ないます。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

北陸鉄道 Web サイトにて公表

VI その他計画に関連する事項

--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。